

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第8号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例(平成12年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号及び第2号中「29,760円」を「34,192円」に改め、同項第3号中「41,664円」を「47,869円」に改め、同項第4号中「44,640円」を「51,288円」に改め、同項第5号中「53,568円」を「61,546円」に改め、同項第6号中「59,520円」を「68,385円」に改め、同項第7号中「68,448円」を「78,642円」に改め、同号ア中「いう。」の次に「ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加え、同号イ中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「74,400円」を「85,481円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「89,280円」を「102,577円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「119,040円」を「170,962円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号中「116,064円」を「133,350円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同号を同項第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 140,189円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 147,027円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 157,285円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第1項第10号中「98,208円」を「116,254円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 109,416円

ア 合計所得金額が3,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

第6条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「26,784円」を「30,773円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。